

議第 1 1 0 号

呉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

呉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

呉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年呉市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第 1（第 4 条関係）			別表第 1（第 4 条関係）		
機関	事務		機関	事務	
略			略		
市長	乳幼児等医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの		市長	こども医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの	
略			略		
別表第 2（第 4 条関係）			別表第 2（第 4 条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
略			略		
市長	乳幼児等医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの	略	市長	こども医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの	略
略			略		

付 則

この条例は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 2 項の規定による個人番号の独自利用を行う事務等の名称を変更するため、この条例案を提出する。